



ほっとワークにゅーす

HOT WORK NEWS Vol.41

発行：吹田市 地域経済振興室



令和5年10月1日から改正されました！

大阪府の最低賃金



【時間額】

1,064円

最低賃金は、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた制度です。パート、アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。また、「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金が適用されます。

ご不明の点は、最寄りの労働基準監督署または大阪労働局労働基準部賃金課へ
大阪労働局労働基準部賃金課 TEL：06-6949-6502
QRコードより、大阪労働局ホームページをご覧ください。

『最低賃金に関する特設サイト』もご覧ください。
使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

最低賃金制度

検索

または QRコードよりアクセス！

大阪労働局



最低賃金
特設サイト



～ 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度 ～

社会保険労務士などの専門家へ無料相談

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口での相談、企業への訪問相談を行います。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
大阪市北天満2-1-30
大阪府社会保険労務士会館5階

TEL：0120-068-116

平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで）



業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上のための設備投資等を行う中小企業者等に、設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金コールセンター

TEL：0120-366-440

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成。

大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター

TEL：06-7669-8900

家族や地域ぐるみでSTOP！ 特殊詐欺！！

吹田市は 特殊詐欺被害件数 府内1位

※警察署管内別で1位(令和5年7月現在)

高齢者等を狙った特殊詐欺被害が、拡大しています。



キャッシュカードが不正に
使用されていますよ！

医療費の還付金
があります

今からATMに
向かって下さい



電話で「お金」の話が出たら、まずは警察へ相談を！

吹田警察署 06-6385-1234

吹田市特殊詐欺集中対策本部

吹田市では、65歳以上の吹田市在住の方に、「防犯機能付電話機等」の購入費用の補助事業を行っております。詐欺被害を未然に防ぐため、防犯機能付の電話機や固定電話に接続する機器を購入した場合に、購入費用の一部を補助します。詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ

吹田市役所 市民部 市民総務室 消費生活担当

所在地：吹田市泉町1丁目3-40 TEL：06-6384-1354



10月は「年次有給休暇促進期間」

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度の導入

年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

Point
1

日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

※ 前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

Point
2

活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により、各人の年次有給休暇を指定

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させる必要があります。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご確認ください。

年次有給休暇取得推進特設サイト

検索

または QRコードから ▶▶

